

湘南ひらつか名産品等選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地場産業振興の一環として、本市の生産品の中から名産品、特産品及び推奨品（以下「名産品等という。」）を選定及び決定し、これを「湘南ひらつか名産品」（以下「名産品」という。）・「湘南ひらつか特産品」（以下「特産品」という。）・「湘南ひらつか名産品選定委員会推奨品」（以下「推奨品」という。）と名づけ、広く市内外に紹介し、及び宣伝することにより、市内産業の振興に寄与するとともに、郷土愛の精神と市民意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「名産品」とは、郷土を代表するもので、品質が優れ、多くの市民に好まれるものをいい、湘南ひらつか名産品選定委員会が選定し、平塚市長が決定するものをいう。

2 この要綱において「特産品」とは、農水産物等の一次産品で郷土を代表する優れたもので、平塚市長が決定するものをいう。

3 この要綱において「推奨品」とは、名産品に準ずるもので、湘南ひらつか名産品選定委員長（以下「委員長」という。）が決定するものをいう。

(委員会)

第3条 第1条の目的を達成するため、湘南ひらつか名産品選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次の所掌事項を推進するものとする。

- (1) 名産品の選定に関する審議及び答申に関する事項
- (2) 特産品及び推奨品の選定に関する事項
- (3) 名産品等の指導、育成、発掘及び宣伝に関する事項
- (4) 名産品等についての調査研究に関する事項
- (5) その他事業を推進するに必要な事項

(委員)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる団体等のうちから、その関係者の代表者又は推薦者をもって組織する。

- (1) 商業、工業及び農水産等関係者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政機関及び公共的団体の関係者
- (5) その他委員会が特に必要と認めたもの

- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任は、妨げない。また補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会は、委員35名以内をもって組織する。
- 4 委員会は専門家による指導顧問制度を設けることができる。
- 5 委員及び指導顧問の委嘱については市長と協議し、商工会議所会頭が委嘱する。
- 6 委員会は前条の所掌事項を推進するために、専門部会を設けることができる。

(組織及び運営)

第6条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
- 2 委員長は、平塚商工会議所会頭をもって充て、副委員長は市民団体の代表者及び商業、工業、農水産等関係者から各1名を、委員長の推薦により、委員会の承認を得て決定する。
 - 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代理する。

(会議及び招集)

第7条 委員会の会議の招集は、委員長が行うものとする。

(選定の手続きと選定基準)

第8条 名産品等の選定を希望する者(以下「申請者」という。)は、湘南ひらつか名産品エントリーシート(以下「名産品エントリーシート」という。第1号様式)により期限までに事務局に申請する。なお、1申請者につき1品までとする。

- 2 委員会は、提出された名産品エントリーシートの中から、次の各号の(1)～(3)はいずれか、(4)～(16)は全てに該当する生産品を名産品の候補として選定を行うものとする。

(生産に関すること)

- (1) 市内で生産したものであること
- (2) 商品の原材料の主要な部分が市内で生産されたものであること
- (3) 市内で製造・加工その他の工程のうち、主要な部分を行うことによる相応の付加価値が生じているものであること

(販売に関すること)

- (4) 市内に事業所があること
- (5) 既に市販されているもの
- (6) 通年で販売が可能でありかつ発送が困難でないもの
- (7) 一般的に定評があるまたは伝統があるもの

(法令・事業所に関すること)

- (8) 観光土産品の表示に関する公正競争規約等関係法令に違反しないもの
- (9) 申請商品の製造、加工等に関する各種政令（店舗の営業許可、食品衛生責任者等）の資格要件を満たしていること
- (10) 申請者である法人等（個人または法人をいう。以下同じ。）が、納期限の到来している市税を完納していること
- (11) 法人等及び商品が風俗営業等、公序良俗に反していないこと
- (12) 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）第2条第1号から第4号に規定する暴力団員等または同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等ではないこと

(ブランド・取り組みその他)

- (13) 事業の広がりや新たな需要を喚起できること
- (14) 市のブランドイメージアップに資する商品であること
- (15) 名産品等に認定された後に消費者等より苦情及び事故（以下「苦情等」という。）があった場合、選定委員会事務局宛に当該内容を速やかに報告し、申請者が責任をもつて的確に苦情等に対処できること
- (16) 協議会活動・名産品のPR活動に積極的かつ継続協力できること

3 委員会は、次の各号に掲げる基準により審査し、選定する。

- (1) 郷土色豊かで郷土を代表するもの
- (2) 品質が特に優れ、ある程度保存しうるもの
- (3) 将来性及び市場性があるもの
- (4) 生産品のデザインが優れているもの
- (5) 包装が優れているもの
- (6) 価格が適正であるもの
- (7) 市民に根付いているもの
- (8) 地場産品を原料としているもの
- (9) その他名産品にふさわしいもの

4 委員会は、選定する際に市民の意見を聴取することができる。

5 特産品の選定は関係団体の推薦するものとする。

(名産品等の数)

第9条 委員会は、名産品について、次の各号に該当する生産品のうち、総数で20品目程度を選定する。

- (1) 和菓子
- (2) 洋菓子
- (3) 食品加工品
- (4) 工芸、民芸、工業等製品

2 特産品及び推奨品については、委員会で選定した数とする。

(名産品等の決定)

第10条 委員長は、選定委員会の審議結果を市長に答申し、市長はこの答申に基づいて、これを名産品として決定する。

- 2 特産品についても、前項に定める方法による。
- 3 推奨品については、委員会の審議結果に基づいてこれを推奨品として決定する。

(決定通知)

第11条 名産品の決定通知は、市長名をもって申請者に対して行うものとする。

- 2 特産品の決定通知についても、前項に定める方法による。
- 3 推奨品の決定通知は、委員長名をもって申請者に対して行うものとする。

(証票及びシール)

第12条 名産品に決定したものは、名産品の証票(第2号様式)を表示し、シールを貼付する。

- 2 前項の規定により名産品に決定したのものには、シールに代えて包装紙等に刷り込んで使用することができる。その場合においては、委員長の承認を得るものとする。

(認定期間)

第13条 名産品等の認定は、令和5年4月から令和10年3月末日までとする。ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、新たに追加選定ができるものとする。

- 2 名産品及び特産品を新たに選定した場合は、市長に審議結果を答申し、市長名でもって申請者に対して決定通知をする。

(取消し)

第14条 選定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、委員会の審議により選定を取り消すことができる。ただし、名産品及び特産品について取消しを決定した場合は、市長に審議結果を答申し、市長名で選定を受けた者に対して取消しを通知する。

- (1) 認定基準に適合しなくなったとき。
- (2) 品位、信用等を著しく失う行為があったとき。
- (3) 生産中止、又は安定供給することが困難になったとき
- (4) シール又はマークを不正に使用したとき。

2 選定の取消しを受けた者は、証票及びシールを表示することができない。

(名産品等に選定されたものの協力)

第15条 名産品等に選定された生産者又は販売者は、湘南ひらつか名産品協議会の運営に積極的に参加するものとする。

2 前項の規定について、事務局は実施状況を確認し、必要に応じて委員会に報告する。

(公表及び紹介)

第16条 選定された生産品は、本市の名産品等として公表するとともに、広く市内外に紹介する。

(事務局)

第17条 委員会の事務局は、平塚商工会議所に置く。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、昭和59年9月14日から施行する。

附 則 この要綱は、平成5年3月12日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年1月30日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年12月13日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年11月12日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年7月25日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年7月21日から施行する。

湘南ひらつか名産品等選定要綱内規

(目的)

第1条 湘南ひらつか名産品等選定要綱（以下「要綱」という。）第18条に基づき本内規を定める。

(選定委員会の開催)

第2条 湘南ひらつか名産品選定委員会（以下「委員会」という。）の開催は、要綱第7条に基づき、その期日の1週間前までに日時、場所等を委員に通知する。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(名産品等の募集要項)

第3条 名産品等の見直しをするときには、湘南ひらつか名産品等募集要項（以下「募集要項」という。）を制定する。

(申込み方法)

第4条 名産品エントリーシートに必要事項を記入し、名産品候補品を事務局に提出する。ただし、食品等の現品は、委員会開催日前日までに必要数を提出するものとする。

(審査方法)

第5条 名産品及び推奨品の審査は、名産品エントリーシート及び現品審査により行う。

(市民の意見聴取)

第6条 委員会は要綱第8条第4項において市民の意見を聴取するにあたり、委員会の審議の上、聴取方法を別に定めることができる。市民の意見は、参考資料として委員会に提出し、選考の際に参考とする。

(出品物の返還)

第7条 出品物は、原則として返還しないものとする。

(選定後の変更手続き)

第8条 名産品選定後の名産品を著しく改造変更する場合は、速やかに現品と改造理由を事務局に提出する。委員会は、これを審査する。

(苦情及び事故処理)

第9条 消費者等により名産品等の苦情及び事故があった場合、名産品等に選定された生産者又は販売者は速やかに事務局に報告する。委員長は、報告内容により委員会を開催し処理する。

附 則 この内規は、昭和59年11月27日から施行する。

附 則 この内規は、平成5年3月12日から施行する。

附 則 この内規は、平成15年1月30日から施行する。

附 則 この内規は、平成24年11月12日から施行する。

附 則 この内規は、平成29年7月25日から施行する。

附 則 この内規は、令和4年7月21日から施行する。